

光葉同窓会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、昭和女子大学光葉同窓会と称する。

第2条 (事務局)

本会は、事務局を東京都世田谷区太子堂1丁目7番57号 昭和女子大学内に置く。

第2章 目的及び活動

第3条 (目的)

本会は、建学の精神に基づき、昭和女子大学大学院、同学部（日本女子高等学院・日本女子専門学校を含む）、同短期大学部（以下、「母校」という。）の卒業生の親和・向上・連絡を図り、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。ただし、卒業生の範囲には第5条第1項第二号を含むものとする。

第4条 (活動)

本会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う

- 一、会報の発行及び会員名簿の管理。
- 二、母校に対する後援
- 三、支部会活動の支援
- 四、在学生に対する奨学金給付
- 五、昭和女子大学コミュニティ参加の支援
- 六、会員の生涯学習や親睦に関する活動
- 七、その他、この会の目的を達成するために適当と認められる活動

第3章 会員

第5条 (会員)

本会の会員は、次の通りとする。

- 一、母校を卒業した者
- 二、母校にかつて在籍した者で、本部役員会で推薦し会長が承認した者

第6条 (会費)

会員は、本会の定めるところに従い会費を納入する。ただし、納入する会費の種類・金額及び納入方法は別に細則に定める。

第4章 役員及び職員

第7条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|--------|
| 一、会 長 | 1名 |
| 二、副 会 長 | 2名 |
| 三、常任委員 | 12名 |
| 四、監 事 | 2名 |
| 五、委 員 | 40名 |
| 六、学年幹事 | 各クラス2名 |

- 2 会長、副会長、常任委員を本部役員とする。

第8条 (役員を選出)

役員を選出は次のとおりとする。

一、会長は、推薦者である顧問、会長、副会長、常任委員、委員及び支部長が会員の中から推薦し、推薦者の投票をもとに本部役員会において決議する。ただし会長候補者は2名以上の推薦を必要とする。

二、副会長は、会長が会員の中から選任する。

三、常任委員は、推薦者である顧問、会長、副会長、常任委員、委員、支部長及び新たに選出された会長が会員の中から推薦し、本部役員会において決議する。ただし常任委員は、学外者と学内在職者で構成する。

四、監事は、本部役員会が会員の中から推薦し、決議する。

五、委員は、本部役員会及び委員会が会員の中から推薦し、本部役員会において承認後、会長が委嘱する。

六、学年幹事は卒業時に各クラスで選出し、会長が委嘱する。学年幹事の交代は後任を選出後、同窓会本部に連絡し、会長の承認を得る。

- 2 選出された役員(学年幹事を除く)は、就任並びに辞任に際しそれぞれ承諾書、辞任届を会長に提出する。

第9条 (役員職務)

会長は本会を代表し、会務を統理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常任委員は、会務を掌理する。
- 4 監事は、本会の経理を監査する。
- 5 委員は、会務を評議する。
- 6 学年幹事は、当該年度生間及び本会との連絡ならびに同窓会本部の活動に参加する。

第10条 (役員任期)

役員任期は1期を3年間とし、重任を妨げない。ただし連続3期までとし、委員はこの限りでない。また学年幹事の任期は、後任の学年幹事が選出される時までとする。

- 2 本部役員に欠員が生じた場合、後任の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 (顧問)

本会の顧問は、理事長並びに前会長とする。

第12条 (支部)

本会は各地方に支部を設け、在住会員の連絡と親和・向上を図る。

- 2 支部会規程は当該支部において別に定めるものとする。
- 3 支部会には活動支援金を支給する。

第13条 (職員)

本会事務局に、職員を若干名置く。

- 2 職員の任免は、本部役員会の承認を経て会長が行う。
- 3 事務局規程は別に定める。

第5章 会議

第14条 (会議)

本会は、総会、本部役員会、委員会及び幹事会を置く。

第15条 (総会)

総会は、本会の会員で組織し、次の事項について承認する。

- 一、活動計画案・報告に関する事項
- 二、予算案・決算に関する事項
- 三、会費に関する事項
- 四、本部役員に関する事項
- 五、会則の改定に関する事項
- 六、その他、本会に関する重要事項

- 2 総会は、毎年1回開催し、会長がこれを招集する。

第16条 (本部役員会)

本部役員会は、会長、副会長、常任委員及び顧問をもって構成し、次の事項について議決する。

- 一、活動計画案・報告に関する事項
- 二、予算案・決算に関する事項
- 三、会費に関する事項
- 四、本部役員に関する事項
- 五、会則の改定に関する事項
- 六、職員の任免に関する事項
- 七、支部会に関する事項
- 八、その他、会長が必要と認めた事項

第17条 (委員会)

委員会は、委員をもって構成し、次の事項について評議する。

- 一、本部役員会、委員会において必要と認められた事項の検討
- 二、総会実行委員会・幹事会の支援、秋桜祭への参加

第18条 (幹事会)

幹事会は、本会の会員から互選された学年幹事をもって組織し、本会の活動について協力する。

- 2 幹事会は、毎年1回以上開催し、会長がこれを招集する。

第6章 会計

第19条 (会計)

本会の経費は、会員の会費及び寄付金その他による。

- 2 会計規則は別に定める。

第20条 (予算・決算)

本会の予算・決算は、委員会の審議を経て、本部役員会で決議の上、総会で承認を得る。

第21条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 個人情報保護法

第22条 (個人情報保護法)

個人情報保護法の取り扱いについては別に定める。

第8章 会則の改定

第23条 (会則の改定)

会則の改定は、委員会の審議を経て、本部役員会で決議の上、総会出席者の承認を得る。

付 則

この会則は、昭和48年5月31日に制定し、施行する

この会則は、平成5年4月17日に改定し、施行する

この会則は、平成15年4月19日に改定し、施行する

この会則は、平成18年5月21日に改定し、施行する

この会則は、平成20年5月18日に改定し、施行する

この会則は、平成22年5月16日に改定し、施行する